

バーゼル条約第 14 回締約国会議の結果の概要

令和元年 5 月 14 日（火）

1 バーゼル条約附属書改正等

本会合では、同条約の附属書を改正し、汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とすることが決定いたしました。具体的には、バーゼル条約の対象となる廃棄物の判断基準や範囲を示す附属書Ⅱ・Ⅷ・Ⅸの見直しに関する議論がなされ、それぞれ以下の通り決定されました。この改正附属書は2021年（令和3年）1月1日から発効します。

なお、今回の附属書の改正は、「汚れたプラスチックごみ」の輸出を禁止するものではありません。附属書改正の発効以降は、汚れたプラスチックごみの輸出に当たって、輸出の相手国の同意が必要となります。

附属書	内容	主な改正内容
附属書Ⅱ (条約対象)	条約の対象となる「他の廃棄物」のリスト	附属書ⅧとⅨを除くプラスチックごみを追加
附属書Ⅷ (条約対象)	有害な廃棄物を例示するリスト	廃棄の経路や化学的性質などから有害な特性を示すプラスチックごみを有害廃棄物としてリストに追加
附属書Ⅸ (条約非対象)	条約の対象としない廃棄物を例示するリスト	リサイクルに適したきれいなプラスチックごみの範囲をより明確化

また、会期間小作業部会を新たに設置することも決まりました。同部会では、プラスチックごみの適正処理に関するガイドラインの改正が検討され、その結果については2020年（令和2年）に開催される見込みの公開作業部会において検討される見込みです。

2 プラスチックごみに関するパートナーシップの設立

プラスチックごみの環境上適正な管理の促進等のため、プラスチックごみに関するパートナーシップを設立することが決定されました。同パートナーシップでは、プラスチックごみの削減等に関する各国の取組状況の情報収集や普及啓発等が行われる予定です。パートナーシップは2020年（令和2年）以降活動を開始する予定です。

3 E-waste及び使用済み電気電子機器の越境移動に関する技術ガイドラインの暫定採択

E-waste及び使用済み電気電子機器の越境移動に関する技術ガイドラインが今次会合において暫定採択されました。同ガイドラインは使用済み電気電子機器を再使用目的で輸出入する際の廃棄物と非廃棄物の識別に関する客観的な判断基準をとりまとめ、輸出入国当局や税関等関係機関による当該輸出入が適法に行われているかどうかの判断に資する指針を提供するものです。

4 各種技術ガイドラインの採択等

（POPs廃棄物について）

今次会合において、5つのガイドライン（SCCPガイドライン、HCBDガイドライン、BDEsガイ

ドライン、U-POPsガイドライン、総合技術ガイドライン)について策定又は更新されました。

(水銀廃棄物について)

水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインについて、今後会期間小作業部会を設置し、水銀廃棄物の閾値等に関する議論等を反映することが決定されました。

(有害廃棄物の処分に関する技術ガイドラインについて)

「特別な設計を施した最終処分上に関するガイドライン(D5ガイドライン)」及び「陸上焼却に関するガイドライン(D10ガイドライン)」について、会期間小作業部会を設置し改訂することとされました。